

# 定額減税・低所得世帯支援の制度概要（閣議決定資料抜粋）

（令和5年11月2日閣議決定）

デフレ完全脱却のための総合経済対策 ～日本経済の新たなステージにむけて～

## 1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施する。

具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととし、減税の実効性を高めるため、所得税・住民税の制度の連携により、令和6年分の所得税額を所得税減税額が上回る場合においては、令和7年度分の個人住民税において残りの額を控除できる仕組みを設ける。

源泉徴収義務者の事務負担にも配慮し、令和6年6月から減税をスタートできるよう、令和6年度税制改正において検討し、結論を得る。

なお、この減税によって生ずる令和6年度及び令和7年度の個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。

令和6年度税制改正による定額減税と上記の住民税非課税世帯への支援は、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なる中、両支援の間にある者に対しても丁寧に対応する。具体的には、

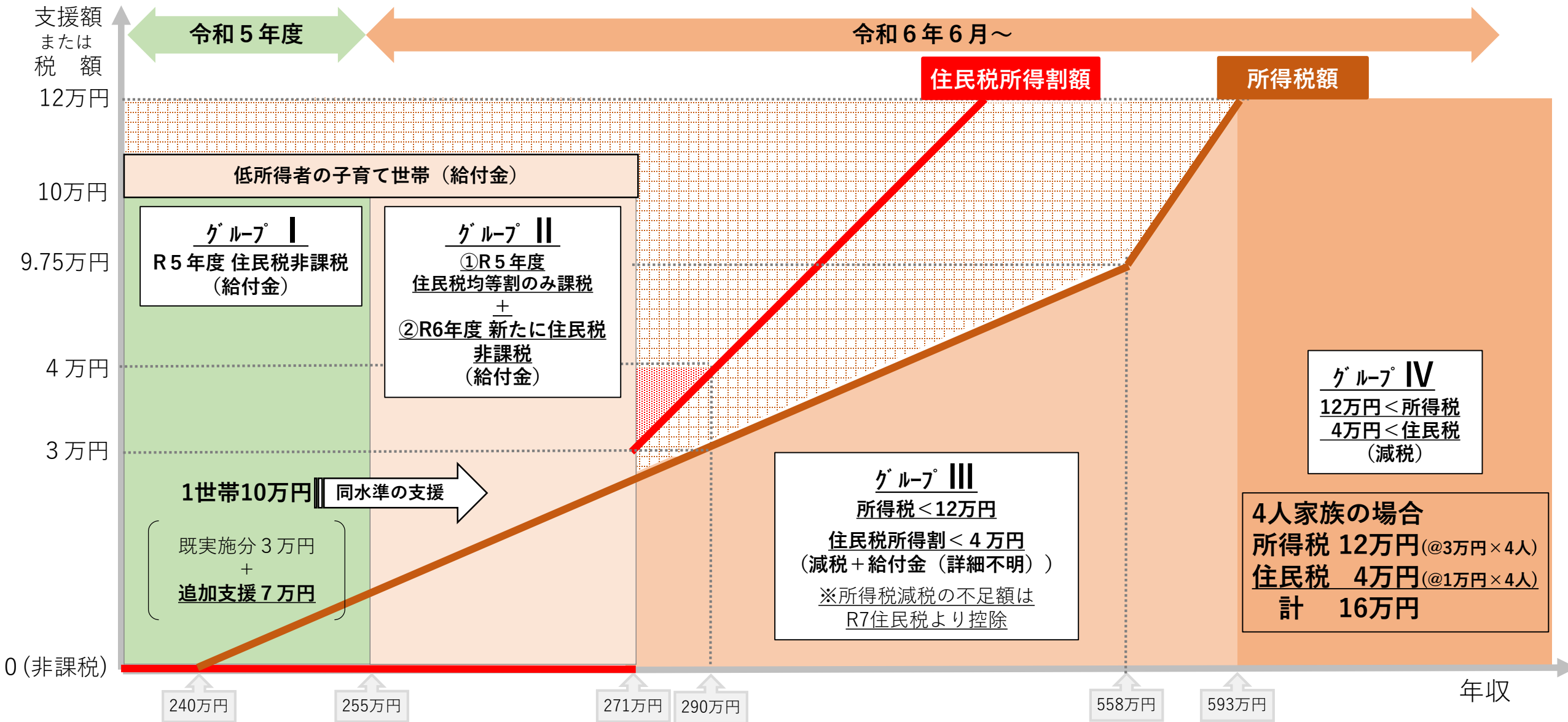
- ① 住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯には、地域の実情に応じて、上記の住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援を行えるよう、また、
- ② 低所得者世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者には、地域の実情等に応じ、定額減税や他の給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援を行えるよう、

物価高対策のための「重点支援地方交付金」による対応を中心に、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、令和6年度税制改正と併せて、本年末に成案を得る。

これらの趣旨・内容等については、国民に対し、丁寧な説明・周知広報に努める。

# 定額減税・低所得世帯支援の制度概要（イメージ）

令和5年10月26日 政府与党政策懇談会  
 令和5年11月2日 閣議決定 を基に作成



（給与年収例）  
 モデル：4人家族（夫・専業主婦・中学生1人・高校生1人）  
 所得控除 = 基礎、配偶者、扶養、社保（年収×15%）で算出

# 地方自治体において新たに求められる対応

令和5年10月26日 政府与党政策懇談会  
令和5年11月2日 閣議決定

に示されている内容より、以下の対応を想定

## システム改修（必須）

- 6年度住民税算定における定額減税の処理【グループⅢ・Ⅳ】（令和6年6月～実施） ←平成10年度定額減税で実績あり
- 6年分所得税減税不足額の7年度住民税からの控除【グループⅢ】（令和7年6月～実施） ←前例なし
  - ・ 6年分所得税額及び所得税減税不足額情報の取込
  - ・ 7年度住民税算定における6年分所得税減税不足分の減税処理

### 【参考】平成10年度 定額減税の概要

- ・ 所得税（本人@3.8万円／家族@1.9万円）と住民税（本人@1.7万円／家族@0.85万円）を減税
- ・ 所得税と住民税は各々で減税
- ・ 税額＜減税額により減税不足額が生じても特段の措置はない
- ・ 平成10年1月31日改正法公布
- ・ 納期限を1か月後倒し（普徴徴収6→7月末／給与特別徴収6→7月引去り開始）

# 【想定スケジュール】

